



# 金 沢 市 公 報

号外第8号の2

令和3年(2021年)6月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市新生児臨時特別給付金の給付に関する 要綱の廃止について (子育て支援課)	14
●規 則		●教育委員会告示	
○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総務課)	1	○金沢市立工業高等学校学則の一部改正につい て (市立工業高等学校)	14
○金沢市芸術文化ホール条例施行規則の一部を 改正する規則 (文化政策課)	1	●議会規則	
○金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市母子保 健法施行細則の一部を改正する規則 (こども相談センター)	2	○金沢市議会会議規則の一部を改正する規則 (議会事務局)	15
○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (介護保険課)	3	●公営企業管理規程	
●告 示		○金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する 規程 (企業総務課)	15
○金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに關 する要綱 (ダイバーシティ人権政策課)	5	●病院事業管理規程	
		○金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する 規程 (市立病院事務局)	15

## 規 則

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第47号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則(昭和32年規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1東京公舎5号の項を削り、同表東京公舎6号の項中「東京公舎6号」を「東京公舎5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第48号

金沢市芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市芸術文化ホール条例施行規則(平成23年規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第5条関係)

金沢市アートホール附属設備使用料金

区分	設 備 名	単 位	額	摘 要
舞台設備	平台	1枚	220円	足を含む。
	所作台	一式	7,700円	

	金びょうぶ	1 双	2,200円	
	スクリーン	1 基	2,200円	
	ひ毛せん	1 枚	330円	
	演台	1 組	1,100円	花台を含む。
	司会台	1 台	550円	
	指揮台	1 組	330円	
	譜面台	1 本	110円	
	フルコン外国製ピアノ	1 台	16,500円	調律料を含まない。
	フルコン日本製ピアノ	1 台	6,600円	
	コントラバス椅子	1 脚	110円	
照明設備	ローアホリゾントライト	1 列	1,650円	
	アッパーホリゾントライト	1 列	2,200円	
	ボーダーライト	1 列	1,100円	
	フロントサイドライト	1 組	1,100円	
	シーリングライト	1 組	1,100円	
	スポットライトA	1 台	330円	
	スポットライトB	1 台	220円	
	ピンカッタースポットライト	1 台	550円	
	ピンスポットライト	1 台	1,650円	
	持込み器具	1 キロワット	220円	1 キロワット未満の端数は、これを切り上げる。
音響設備	拡声装置	一式	4,400円	マイクロホン1本を含む。
	録音機器	1 台	3,300円	
	再生機器	1 台	1,650円	
	電動式3点振りマイクロホン装置	一式	2,200円	
	コンデンサー型マイクロホン	1 本	1,100円	
	ダイナミック型マイクロホン	1 本	660円	
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	2,200円	
	マイクロホンスタンド	1 台	220円	
	効果用スピーカー	1 台	660円	
	持込み音響装置	一式	5,500円	
その他	レーザーポインター	1 個	1,100円	
	可搬式スクリーン	1 台	330円	
	可搬式プロジェクター	一式	4,400円	
	同時通訳装置	一式	22,000円	
	同時通訳仮設ブース	1 室	3,850円	
	同時通訳レシーバー	1 台	275円	

## 備考

- この表の額は、条例別表第3に定める午前、午後又は夜間の使用時間区分ごとの額とする。
- カラーフィルターを使用する場合は、その実費を徴収する。

## 附 則

- この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る附属設備使用料金について適用する。

金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第49号

金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則  
(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考中第11項及び第12項を削る。

別表第2の備考中第10項及び第11項を削る。

別表第3の備考中第7項及び第8項を削る。

別表第4の備考中第10項及び第11項を削り、第12項を第10項とし、第13項から第15項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第5の備考中第10項及び第11項を削り、第12項を第10項とし、第13項から第15項までを2項ずつ繰り上げる。

(金沢市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市母子保健法施行細則(平成8年規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の備考中第11項及び第12項を削る。

附 則

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の金沢市児童福祉法施行細則別表第1から別表第5までの規定は、令和3年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の金沢市母子保健法施行細則別表の規定は、令和3年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第50号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則(平成12年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第23号の2の3を削る。

様式第23号の2の2中

配偶者の有無		左記において「無」の場合には、以下の「配偶者に関する事項」について、記入は不要です。		
配偶者に関する事項	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年 月 日生	個人番号	
	住所			
	本年1月1日現在の住所 (現住所と異なる場合に記入してください。)			
課税状況				

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者又は市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者です。
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と(遺族年金・障害年金)収入額の合計額が年額80万円以下です。
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と(遺族年金・障害年金)収入額の合計額が年額80万円を超えます。

を

預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。 ※預貯金、有価証券等に係る通帳等の写しは別添のとおり			
		預貯金額 (普通・定期等)	円	有価証券 (評価概算額)	円
		その他 (現金等内容を記入してください。)	( ) 円	負債 (内容を記入してください。)	( ) 円

配偶者の有無		左記において「無」の場合には、以下の「配偶者に関する事項」について、記入は不要です。		
配偶者に関する事項	フリガナ		課税状況	
	氏名		個人番号	
	生年月日	年 月 日生		
	住所			
	本年1月1日現在の住所 (現住所と異なる場合)			

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	①生活保護受給者又は市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者です。				
	<input type="checkbox"/>	②市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と（遺族年金・障害年金）収入額の合計額が年額80万円以下です。				
	<input type="checkbox"/>	③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と（遺族年金・障害年金）収入額の合計額が年額80万円を超え、120万円以下です。				
	<input type="checkbox"/>	④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と（遺族年金・障害年金）収入額の合計額が年額120万円を超えます。				
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が、第1号被保険者の①の場合は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下、②の場合は650万円（同1,650万円）以下、③の場合は550万円（同1,550万円）以下、④の場合は500万円（同1,500万円）以下で、第2号被保険者の場合は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。 ※全ての預貯金、有価証券等に係る通帳等の写しを提出します。				
		預貯金額 (普通・定期等)	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (内容を記入)

改める。

様式第23号の2の3を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の様式第23号の2の2の規定は、令和3年8月分からの負担限度額の認定の申請について適用し、同年7月分までの負担限度額の認定の申請については、なお従前の例による。

## 告 示

## ●金沢市告示第204号

金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会を実現するため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約した二人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 共に宣誓をしようとする者の双方又は一方が、市内に住所を有し、又は宣誓の日(以下「宣誓日」という。)から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 現に婚姻をしていないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 民法第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができない続柄でないこと。ただし、双方の関係が養親子の場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップ宣誓事項確認書(様式第2号)(以下これらを「宣誓書等」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)
  - (2) 戸籍の個人事項証明書その他の現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- 2 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に市長と調整するものとする。
- 3 宣誓をしようとする者は、宣誓書等を提出する時に、本人であることを明らかにするため、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

4 前条第2号に規定する市内への転入を予定している者は、宣誓日から3か月以内に、住民票の写しその他の市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書等において通称名を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、宣誓書等を提出する時に、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示し、又は添付するものとする。

(交付書類)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第4号。以下「受領カード」という。）（以下これらを「受領証等」という。）に宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付する。

- 2 前項の場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載する。

(再交付)

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた宣誓者は、当該受領証等を紛失し、若しくは汚損し、又は改姓し、若しくは改名し、若しくは通称名を変更したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）により、市長に対し受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、当該受領証等を汚損し、又は改姓し、若しくは改名し、若しくは通称名を変更したことにより受領証等の再交付を受けるときは、すでに交付した受領証等を当該申請書に添付しなければならない。

- 2 宣誓者は、前項の規定による申請の際、第4条第3項各号に掲げる書類のいずれか（通称名を変更した場合にあっては、第5条第2項に掲げる書類）を提示し、又は添付するものとする。

3 市長は、再交付の申請があったときは、受領証等を再交付する。

4 第1項の規定により紛失を理由として受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）に受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の双方又は一方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったと市長が認めるとき。

2 市長は、宣誓者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、受領証等の返還を求めるものとする。

(無効となる宣誓)

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時から将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 宣誓者の双方又は一方にパートナーシップになる意思がないとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号の規定に反しているとき。
- (4) 第4条第4項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証の交付番号（受領証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(宣誓書記載内容等証明書等の交付)

第10条 宣誓者は、市長が宣誓書等を保存している期間内において、前条の規定により宣誓が無効となった場合を除き、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第7号）を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書（様式第8号）の交付を申請することができる。

2 宣誓者は、前項の規定による申請の際、第4条第3項各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書を交付する。

(宣誓書等の保存期間)

第11条 市長は、宣誓書等を第8条第1項の規定により受領証等が返還された日又は宣誓者が同項各号に該当すると市長が認めた日のいずれか早い日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

パートナーシップ宣誓書

（宛先）金沢市長

私たちは、金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いが人生のパートナーであることを宣誓し、署名します。

年 月 日

氏 名

\_\_\_\_\_

戸籍上の氏名等（通称名使用の場合）

\_\_\_\_\_

※外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

生年月日

年 月 日

年 月 日

\_\_\_\_\_

住 所

\_\_\_\_\_

様式第2号 (第4条関係)

## パートナーシップ宣誓事項確認書

(宛先) 金沢市長

私たちは、金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をするに当たり、次の確認事項欄の記載事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、今後、現況を確認するため、市長が住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について、調査することに同意します。

年 月 日

氏 名

\_\_\_\_\_

戸籍上の氏名等 (通称名使用の場合)

\_\_\_\_\_

※外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

確認事項 (該当する□にレ印を付けてください。)	
(関係性) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約した二人の関係である。	<input type="checkbox"/>
(年齢) 宣誓当日において、民法に規定する成年に達している。	<input type="checkbox"/>
(住所) 双方又は一方が、市内に住所を有し、又は宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
(婚姻の有無) 現に婚姻をしていない。	<input type="checkbox"/>
(パートナーシップの有無) 宣誓する相手方以外の者とパートナーシップにない。	<input type="checkbox"/>
(近親者でないこと) 民法第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にない。 (ただし、双方の関係が養親子の場合を除く。)	<input type="checkbox"/>

様式第3号(第6条関係)

(表)

## パートナーシップ宣誓書受領証

氏 名

氏 名

生年月日

生年月日

年 月 日

年 月 日

宣誓日

年 月 日

交付番号

第 号

金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

金沢市は、すべての市民が多様性を認め合い、人権を尊重し合う社会の実現を目指しています。

お二人が自分らしくいきいきと暮らし、お互いを人生のパートナーとして、力をあわせて末永くご活躍されることを期待しています。

年 月 日 金沢市長 印

(裏)

○通称名を使用している場合

通称名		
戸籍上の氏名等		

様式第4号(第6条関係)

(表)

パートナーシップ宣誓書受領カード			
金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。			
本 人		パートナー	
生年月日		生年月日	
宣誓日			
交付番号	第	号	金沢市長 印

(裏)

(この欄には、個人情報への配慮等の注意事項を記載すること。)	
戸籍上の氏名等(通称名使用の場合)	
本 人	パートナー

様式第5号(第7条関係)

## パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者(宣誓者のいずれかに限る。)

住所

氏名

金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

宣誓者

氏 名	(変更前) (変更後)	(変更前) (変更後)
戸籍上の氏名等※1	(変更前) (変更後)	(変更前) (変更後)
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
宣 誓 日	年 月 日	

※1 氏名が通称名である場合に記入してください。

再交付を求めるもの(該当する□にレ印を付けてください。)

種 類	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領カード
再交付が必要な理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 改姓・改名※2 <input type="checkbox"/> 通称名の変更※3

※2 改姓・改名が確認できる書類を提示し、又は添付してください。

※3 通称名を使用していることが確認できる書類を提示し、又は添付してください。

様式第6号(第8条関係)

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

年 月 日

(宛先) 金沢市長

返還者(宣誓者のいずれかに限る。)

住所

氏名

金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還します。

宣誓者

氏 名		
戸籍上の氏名等※1		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
宣 誓 日	年 月 日	

※1 氏名が通称名である場合に記入してください。

返還するもの(該当する□にレ印を付けてください。)

種 類	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領カード
返 還 理 由	<input type="checkbox"/> パートナーシップの解消 <input type="checkbox"/> 双方が市内に住所を有しなくなった <input type="checkbox"/> その他( )
交付書類のうち、返還できないもの※2	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領カード 返還できない者の氏名( )

※2 紛失等のため、返還できない受領証又は受領カードがある場合のみ、記入してください。

様式第7号 (第10条関係)

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 (宣誓者のいずれかに限る。)

住所

氏名

金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第10条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書の交付を申請します。

宣誓者

住 所		住 所	
氏 名		氏 名	
生年月日		生年月日	
電話番号		電話番号	
宣 誓 日		交付番号	
証明書の 提 出 先			

様式第8号 (第10条関係)

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書

受領証交付番号	
---------	--

宣 誓 日	年 月 日
-------	-------

受領証等返還日	年 月 日
---------	-------

受領証等返還理由	
----------	--

氏名又は通称名		
戸籍上の氏名等 (通称名使用の場合)		
住 所		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

上記のとおり、金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓書の記載内容及び受領証等返還の届出内容について証明します。

年 月 日

金沢市長

印

●金沢市告示第205号

金沢市新生児臨時特別給付金の給付に関する要綱（令和2年告示第303号）は、廃止する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

**教 育 委 員 会 告 示**

●金沢市教育委員会告示第7号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月22日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

第19条中「、保証人連署の上」を削る。

第19条の2第1項中「、保証人連署のうえ」を削る。

第22条中「、保証人連署の上」を削る。

第1号様式中「㊟」及び 「本人の氏名の欄は、本人が署名する場合は、押印を省略できます。」 を削り、「本人と保護者との関係」

を「保護者の本人との続柄」に、「中学校長」を「中学校長（署名又は記名押印）」に改め、「印」を削る。

第1号様式の2中「続き柄」を「続柄」に改め、「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第2号様式中「氏名」を「氏名」に改め、「㊟」及び  
(署名又は記名押印)

「  
入学者本人が署名する場合は、  
押印を省略できます。」  
」を削り、「金沢市立工業高等学校長 様」を「(宛先) 金沢市立工業高等学校

長」に、「続き柄」を「続柄」に、「保護者」を「保護者」に、  
(署名又は記名押印)

「保証人」を「保証人」に改める。  
(署名又は記名押印)

## 議 会 規 則

金沢市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市議会議長 久 保 洋 子

### ●金沢市議会規則第2号

金沢市議会会議規則の一部を改正する規則

金沢市議会会議規則(昭和38年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

### ●金沢市公営企業管理規程第9号

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則(昭和32年公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削り、同表の備考を次のように改める。

備考

- 1 葬祭のため遠隔地へ赴く必要がある場合には、往復に要する日数を加算することができる。
- 2 この表における「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として管理者が定める者を含む。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

## 病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

### ●金沢市病院事業管理規程第3号

## 金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市立病院職員就業規則（平成25年病院事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削り、同表の備考を次のように改める。

## 備考

- 1 葬祭のため遠隔地へ赴く必要がある場合には、往復に要する日数を加算することができる。
- 2 この表における「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として管理者が定める者を含む。

## 附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年(2021年)6月22日	印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)6月22日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄